

# 緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応

## 1. 学校における対応

### 県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら、引き続き教育活動を継続

#### ① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- チェックリストによる感染防止対策の徹底
- 集団感染事例集の有効活用

#### ② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

#### ③ 部活動

- 条件を付して試行

#### ④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

#### ⑤ 卒業式・入学式等

- 卒業生・新入生、教職員、保護者(1名まで)で実施  
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- 卒業旅行、式後の集まりや会食の自粛

## 2. 家庭における対応

#### ⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底  
（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出、会食等の自粛

※ 小・中学校等の実態を踏まえつつ、同様の内容を市町村へも要請